

雲雀丘学園小学校
いじめ防止基本方針

いじめに関する学校の方針について

近年、いじめが原因による自殺や集団での暴行など、身体の危険に及ぶ事案も散見され、大きな社会問題へと発展しています。

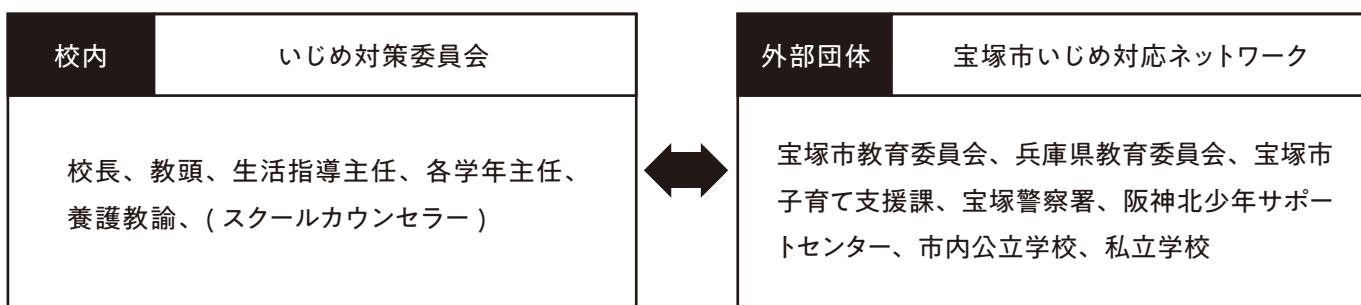
本校では、いじめはどの児童にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実をふまえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための指導に全ての教員が取り組んでおります。

本校の創立の精神である『孝道』は、親孝行はもちろん、親に対するように周りの人に尽くすことであると解釈できます。つまり、他人に対する思いやりが大切だと説いているのでしょう。『孝は百行の本』と言われるように孝行の心は善行の基、徳行のはじめであります。私たちは、雲雀丘学園小学校で学ぶ子ども達一人ひとりが、この創立の精神の心を毎日の生活に活かしていくように、そして、「いじめを許さない」学校づくりに努めていきたいと考えています。

「いじめを許さない」学校づくり・指導内容

- いじめ対策委員会と教職員による校内研修
- 「親孝行」を根本とした日々の生活指導
- コミュニケーションを図る「一礼あいさつ」の取り組み
- 「いのちを大切にする心」を育てる授業、道徳授業の充実
- 外部講師による安全指導（ケータイ安全教室、あんしん教室）
- 情報教育科でのインターネットやメール、SNSに関するモラル指導
- 「きょうだい学級」や「全校集会」での異年齢集団活動
- 教員と児童が一体となって取り組める、運動会、総合発表会などの行事
- 「人を大切にする心」をテーマにした学年集会
- 毎月行う学校生活アンケートの実施
- 「いたわりの心」「協力」「感謝」をテーマにした生活目標の設定
- 集団生活の大切さを学ぶ2年生からの宿泊行事
- 個々の居場所を確かなものにする学級活動、部活動、クラブ活動

本校のいじめ防止対策組織



いじめが起きた場合の対応

1. 事実の確認

- いじめを受けた当事者児童、または周囲の児童からの申し出
- いじめを受けた当事者児童の保護者または周囲の児童の保護者からの申し出
- 教師の観察

2. 事実確認後の指導

- 担任を含む学年団と生活指導主任または教頭・校長（いじめ対策委員会）が対応する。
- 関係する児童とその保護者に事実確認し、解決に向けての指導をする。
- 必要に応じていじめに関係する児童が属するクラスおよび学年への指導をする。
- 仕返し・再発などの防止に努める。

3. 指導の内容

(A) いじめを受けた児童

- 本人に事情を聞く。
- 保護者に状況説明して、事情を聞く。
- 本人の要望を聞き、解決への道筋をさぐる。
- カウンセラーや養護教諭と連携し、いじめを受けた児童の心のケアを行う。
- 保護者に経過および結果を報告する。

(B) いじめを行った児童

- 本人に事情を聞く。
- 保護者に状況を説明し、事情を聞く。
- いじめた側が特定できない場合は、いじめを受けた側の要望を聞き、関係する集団に指導する。
- なぜいじめたのかを省みさせ、自分の行いを素直に反省できるように指導する。
- 同じことを繰り返さないように、定期的・継続的に見守り、場合によっては懲戒も含めた指導をする。
- 保護者に経過および結果を報告する。

スクールカウンセラー

困ったことや悩んでいること、先生にはなかなか話すことができないこと等、児童も保護者も相談することができます。

相談日： 毎週月曜日・金曜日（長期休業中は休み）

相談開始時刻： ①12:30～ ②13:30～ ③14:30～ ④15:30～

場所： 新文化館「道しるべ」3階『カウンセリングルーム』

申込先： 072-759-3000（平日 9:00～16:30）

〈予約時期について〉 翌月の予約は、当月 16 日から承ります。

※16 日が土日祝日の場合：翌平日からです。

来談回数： 月 2 回までです。ただし、カウンセラーが必要と認めた場合は、この限りではありません。